

氏名(本籍)	村 ^{むら} 上 ^{かみ} 千鶴子 ^{ちづこ} (愛媛県)		
学位の種類	博士(医学)		
学位記番号	博甲第2,181号		
学位授与年月日	平成11年3月25日		
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
学位論文題目	精神分裂病犯罪者の司法責任能力に寄与する要因の検討		
主査	筑波大学教授	医学博士	土屋 滋
副査	筑波大学教授	医学博士	白石 博康
副査	筑波大学教授	医学博士	加納 克己
副査	筑波大学教授	医学博士	紙屋 克子
副査	筑波大学教授	医学博士	嶋本 喬

論文の内容の要旨

(目的)

精神分裂病犯罪の特徴を明らかにするため、精神分裂病犯罪者の司法責任能力判定に寄与する要因を用いて、客観的、分析的に精神分裂病犯罪の検討を行った。従来、精神分裂病犯罪の類型に関しては、経験的に病的体験、衝動性亢進、病前性格の重要性が示唆されているが、小論では、既存の経験的犯罪類型論に加えて、新たな精神分裂病犯罪の類型化をめざした。また、精神分裂病犯罪者の司法責任能力判定に寄与する犯罪生起因相互の関係についても検討した。

(対象と方法)

被験者は、筑波大学精神保健グループで施行した司法精神鑑定事例のうち、米国精神医学会診断・統計マニュアル第3版及び第3期修正版で精神分裂病と診断され、詳細なデータが得られた42例を用いた。方法としては、以下の精神分裂病犯罪生起因14要因に注目し、2段階法を用いてその出現頻度を検討した。小田の精神分裂病犯罪の公式から準用された14要因は、以下の要因群である。それらは、精神分裂病素因、人格障害素因、人格障害クラスターA, B, C, 社会環境、直接誘因、人格変化(衝動攻撃性、社会的不適応、情性欠如、病識欠如)、病的体験、疾病過程(量的論理構造変化、質的論理構造変化)からなる。これら14要因について、その出現頻度に注目した。分裂型は、単要因型、2要因型、3要因型とした。また、併せて2要因間の関連についても検討した。

(結果)

精神分裂病犯罪では、単要因型では、「質的論理構造変化型」(86%)「病識欠如型」(81%)「衝動攻撃型」(71%)が優位にみられた。また2要因型では「病識欠如・質的論理構造変化型」(67%)「衝動攻撃・病識欠如型」「衝動攻撃・質的論理構造変化型」「病的体験・質的論理構造変化型」(以上60%)が比較的多くみられた。3要因型では、「病識欠如」「質的論理構造変化」「衝動攻撃性」との組合せが多くみられた他は、「社会的不適応」「病的体験」「情性欠如」を含む組み合わせが比較的多くみられた。また、2要因間の関連から「病的体験」と「質的論理構造変化」において、両者共に高値を示す事例が多くみられたが、「質的論理構造変化」が低値の場合、「病的体験」はみられなかった。

(考察)

従来の知見とは異なって病的体験は単独では特に優位な出現頻度は示さなかった。複数要因型では、単要因型で優位であった「質的論理構造変化」「病識欠如」「衝動攻撃性」3者間の組合せ、さらには3者と「社会的不適

応」「病的体験」「情性欠如」との組合せが優位にみられた。以上より、従来の経験的知見に加えて、精神分裂病犯罪においては、「質的論理構造変化」の重要性が示唆された。これは、犯行当時の病的体験に比べてより定常的な論理の枠組みで変化を示しており、精神分裂病者における幻覚、妄想等の精神症状との関連について、さらなる認知神経心理学的検討の必要性が示唆された。

審 査 の 結 果 の 要 旨

近年、精神障害者による犯罪とその処遇をめぐる多くの問題点が指摘されている。現在わが国では触法精神障害者の処遇については、特別の施設収容規定もなく、要治療者も非触法精神障害者と同様の施設で処遇されている。本研究は精神障害者犯罪のうち、その出現の割合及び犯罪の唐突さの著しい精神分裂者に関して、筆者らの司法精神鑑定事例について、詳細な分析を行い、精神分裂病犯罪の性質を明らかにし、その司法責任能力判定に寄与する要因の基礎的検討として、客観的数量化を試みた意義は重要である。また、質的論理構造変化が精神分裂病犯罪を理解する上で、より重要な要素であることを指摘し、この変化に対して精神分裂病者の認知構造、認知過程をより詳細に解明する必要性が示唆しえたことが評価される。

よって、著者は博士（医学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。